

議 案 第 94 号

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

財団法人松戸市都市整備公社が平成25年3月31日付けをもって解散することに伴い、同公社が設置し、管理していた21世紀の森と広場周辺の駐車場を市に移管するため。

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例

松戸市駐車場条例（昭和60年松戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

21世紀の森と広場東駐車場	松戸市千駄堀649番地の1
21世紀の森と広場東第2駐車場	松戸市千駄堀651番地の1
21世紀の森と広場南駐車場	松戸市千駄堀909番地の1
21世紀の森と広場西駐車場	松戸市千駄堀5番地
21世紀の森と広場北駐車場	松戸市千駄堀459番地

第3条第1項中「午前零時から午後12時まで」を「別表第1に掲げるとおり」に改める。

第4条の表に次のように加える。

21世紀の森と広場東駐車場	(1) 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち、長さ12.00メートル、幅2.50メートルをそれぞれ超えないもの (2) 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの
21世紀の森と広場東第2駐車場	(1) 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち、長さ5.50メートル、幅1.90メートルをそれぞれ超えないもの
21世紀の森と広場南駐車場	(2) 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの
21世紀の森と広場西駐車場	
21世紀の森と広場北駐車場	

第5条第1項中「出庫」を「入庫又は出庫」に、「別表第1」を「別表第2」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第6条第3項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2備考中「（昭和23年法律第178号）」を削り、同表を別表第3とする。

別表第1に次のように加え、同表を別表第2とする。

21世紀の森と広場東駐車場	—	(1) 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち、長さ12.00メートル、幅2.50メートルをそれぞれ超えないもの（次号に規定するものを除く。） 1回につき2,000円 (2) 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち、長さ5.50メートル、幅1.90メートルをそれぞれ超えないもの 1回につき500円 (3) 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの 1回につき500円
21世紀の森と広場西駐車場	—	最初の1時間まで 100円 1時間から2時間まで 200円 2時間から3時間まで 300円 3時間以上（利用時間が不明な場合を含む。） 500円
21世紀の森と広場東第2駐車場	—	1回につき500円
21世紀の森と広場南駐車場		
21世紀の森と広場北駐車場		

附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

名称	供用時間
松戸駅西口地下駐車場	午前零時から午後12時まで
松戸市役所駐車場	
21世紀の森と広場東駐車場	(1) 通常期間及び冬期 午前8時30分から午後5時まで（ただし、市長が必要と認める場合にあっては、午後10時30分までとする。） (2) 夏期 午前8時30分から午後6時30分まで

	(ただし、市長が必要と認める場合にあつては、午後10時30分までとする。)
21世紀の森と広場東第2駐車場	(1) 通常期間及び冬期のうち市長が定める日 午前8時30分から午後5時まで(ただし、市長が必要と認める場合にあつては、午後10時30分までとする。) (2) 夏期のうち市長が定める日 午前8時30分から午後6時30分まで(ただし、市長が必要と認める場合にあつては、午後10時30分までとする。)
21世紀の森と広場南駐車場	(1) 通常期間の休日 午前9時から午後5時まで (2) 夏期の休日 午前9時から午後6時30分まで (3) 冬期の休日 午前9時から午後4時30分まで
21世紀の森と広場西駐車場	(1) 通常期間 午前9時から午後5時まで (2) 夏期 午前9時から午後6時30分まで (3) 冬期 午前9時から午後4時30分まで
21世紀の森と広場北駐車場	

備考

- 1 この表において「通常期間」とは、1月2日から12月29日までのうち、夏期及び冬期以外の期間をいう。
- 2 この表において「夏期」とは、7月21日から8月20日までの期間をいう。
- 3 この表において「冬期」とは、1月2日から2月末日まで及び11月1日から12月29日までの期間をいう。
- 4 この表において「休日」とは、1月2日から12月29日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。